

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二十二号
 当せん金附証票の発売に關し、当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第八條第一項の規定により次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一回鳥取縣復興賣くじ

一、名 稱 第一回鳥取縣復興賣くじ

二、受託銀行 日本勸業銀行

三、発売の數及 六十万通、一千二百万円
び金額

四、証票金額 二十円

五、発売期間 昭和二十四年二月一日から同年二月二十八日まで

昭和二十四年一月十四日
 外 金 曜 日

本書ノ大キサハ規定規格A列5

六、抽せん期日 昭和二十四年三月五日
 七、当せん金品 昭和二十四年三月十日
 支拂（交付）開始期日
 八、当せん金品

（一）当せん獎金

等 級	当せん獎金	当せん本數
一 等	三〇〇、〇〇〇円	一
二 等	一〇〇、〇〇〇	二
三 等	三〇、〇〇〇	三
四 等	一〇、〇〇〇	二
五 等	五、〇〇〇	六〇
六 等	五〇〇	六〇〇
七 等	五〇	六、〇〇〇
八 等	二〇	六〇、〇〇〇

昭和二十四年一月十四日
 外 第三種郵便物認可

00631

鳥取縣公報 外 昭和二十四年二月十四日 第三種郵便物認可

九等 一〇 一八〇、〇〇〇
計 二四六、六七八

(二) 当せん獎品
等級 当せん獎品 当せん本数

- A 賞 ミシン 三
- B 賞 自轉車 三
- C 賞 洋服地 一着分 三〇
- D 賞 タイヤ、一合分 三〇
- E 賞 チューブ一合分 六〇
- F 賞 地下足袋 二足 七二六

九、注意事項

(一) 受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できません。

(二) 証票の轉売はできません。

昭和二十四年一月十四日発行

鳥取縣公報

昭和二十四年四月十五日

鳥取縣鳥取市東町 印刷所

00634

鳥取縣公報

條 例

◇鳥取縣條例第一号

勞働部設置條例を次のように定める。

昭和二十四年一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勞働部設置條例

地方自治法第百五十八條第三項の規定により勞働部を設ける

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年一月十四日
外 金 曜 日

（本報の発行所）

25300

鳥取縣公報 毎週 火金 曜日發行（休日・雪止）

昭和二十四年一月十四日

外日（昭和二十四年一月十四日）